

空き家・空き地バンクに登録されている

空き家の家財道具の処分等の費用

を助成します。

みやま市空き家家財道具処分等支援事業補助金について

みやま市では、空き家・空き地バンクに登録されている、空き家の家財道具の処分等の費用を補助します。

補助対象物件

みやま市空き家・空き地バンク登録台帳に登録された物件。

補助対象者

市税等を滞納していない者(補助金交付時点)。
暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者。
※手続きは、業者に委任可能です。

補助対象経費

- ①家財道具の処分に要する経費
- ②家財道具の収集又は運搬に要する経費
- ③樹木伐採・草刈等に要する経費
- ④清掃に要する経費
- ⑤家財道具の分別及び敷地内の移動に係る代行業者への委託料

補助金

補助対象経費総額の10分の10に相当する額(1,000円未満は切り捨て)

注意事項

家財道具の処分等を実施する前に申請する必要があります。
申請は、予算額に達し次第、受付を終了します。
交付決定を受けた年度内に、作業を終了し、実績報告する必要があります。

みやま市役所 都市計画課 住宅政策係
☎ 0944-64-1540

申請フローは裏面へ!

空き家財道具処分等支援事業補助金 交付手続きフロー

